

平成 20 年（2008 年）9 月 2 日

長野県行政機構審議会
会長 松 岡 英 子 様

長野県行政機構審議会
民間協働専門部会
部会長 矢 嶋 廣 道

民間との協働等による県の行政機構の合理化について（報告）

知事から長野県行政機構審議会に諮問された「民間との協働等による県の行政機構の合理化について（諮問）」（平成 19 年 10 月 22 日付け 19 行第 51 号）について、当専門部会における審議の結果を別添のとおりとりまとめたので、報告します。

目 次

第1 検討の対象と進め方

1 県からの諮問	1
2 検討の進め方	1

第2 県立病院等の経営形態の見直し

1 経営形態に関する新たな選択肢の制度化	1
（1）指定管理者制度の導入とこれまでの取り組み.....	1
（2）地方独立行政法人制度.....	1
2 県立病院の経営形態	
（1） 県立病院の現状と取り巻く環境の変化	2
ア 県立病院の現状	2
イ 病院運営を取り巻く環境の変化	4
（2） 長野県の県立病院が担う役割・存在意義	4
ア 地域を支える医療の提供	4
イ 一般の医療機関で対応できない高度・特殊医療の提供	5
ウ 県下唯一の公立精神科専門病院としての役割	5
（3） 今後も、県立の病院としての役割を果たし続けていくために必要なこと	5
ア 安定した医療提供を行っていくための人事制度の構築	5
イ やりがいを持てる給与体系の構築	6
ウ 迅速性・柔軟性のある予算・会計制度	6
エ 一般会計からの適正な負担金の確保	6
（4） 新たな経営形態の検討	7
ア 県立病院が、現行法制上採り得る経営形態	7
イ 県立病院に最も適した経営形態について	8
（ア）地方公営企業法の全部適用	8
（イ）地方独立行政法人	8
（ウ）指定管理者制度	10
ウ 県立病院が安心して質の高い医療を将来にわたり提供していくための新たな経営形態	10
（5） 地方独立行政法人への移行に当たっての留意事項	10
3 県立病院以外の現地機関（大学、試験研究機関等）のあり方	11
（1） 検討の経過	11
（2） 大学の経営形態について	11
（3） 試験研究機関の経営形態について	12

第3 民間委託等の推進

1 民間委託等の基本的な考え方	13
（1）民間との協働	13
（2）民間委託等の推進	13
2 検討の経過	13
（1）民間委託等の検討が可能な業務の調査	13
（2）調査の結果に基づく業務の分類	14
3 今後の民間委託等の推進	14
（1）民間委託等の視点	14
（2）個別業務の検討にあたって	14
ア 検討の基本	14
イ 民間委託の検討対象としないもの	15
（3）推進に当たっての留意事項	16
（参考資料）	
諮問文	17
専門部会委員名簿	17
専門部会設置要綱	18
専門部会開催経過	19

第1 検討の対象と進め方

1 県からの諮問

平成19年10月、県は、「民間との協働等による県の行政機構の合理化について」行政機構審議会へ諮問を行いました。行政機構審議会では、当専門部会を設けて諮問事項について検討することとされました。

県からの諮問は、地方独立行政法人など近年新たに制度化された手法にも留意しながら、県の行政機構の合理化を含めて、県が提供している各種サービスをより効率的に提供していくために、県が実施すべき措置についての意見を求めるものでした。

(諮問文は末尾に参考資料として掲載)

2 検討の進め方

当専門部会では、県から諮問の趣旨について説明を受け、特に厳しい経営環境にある県立病院について、現行の経営形態である地方公営企業法の一部適用の他にも、同法の全部適用、地方独立行政法人、指定管理者など多様な選択肢があることから、地域医療を守っていくうえで喫緊の課題となっている県立病院の経営形態について優先的に検討することとしました。

また、大学及び試験研究機関についても、地方独立行政法人制度の対象となりうることから、あわせて検討をすることとしました。

一方、県の業務運営の手法に関し、業務の一部について民間の活力を活用し、民間に委ねることが可能と考えられる場合があります。県では、平成19年3月に策定した行財政改革プランにおいて、民間委託等を推進していくこととしており、その進め方に関してどのような考え方でやっていくことが適当かについて検討することとしました。

第2 県立病院等の経営形態の見直し

1 経営形態に関する新たな選択肢の制度化

(1) 指定管理者制度の導入とこれまでの取り組み

地方自治法の改正により、平成15年9月から、地方公共団体が設置する公の施設の管理に指定管理者制度が導入されました。

この制度は、公の施設を原則公募で選ばれた民間事業者が管理するもので、民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上と経費の節減を図ることが特徴となります。

県では、これまで、県民文化会館や都市公園など96施設について指定管理者制度を導入しており、財団法人などの公益を目的とした法人だけでなく、株式会社が管理する施設もあります。

(2) 地方独立行政法人制度

地方独立行政法人は、平成16年4月に施行された地方独立行政法人法に基づく制度で、

地方公共団体が出資し、地方公共団体とは別の法人格を有する組織が公共サービスを提供するものです。

この制度は、地方公共団体が必ずしも直接実施する必要はないものの、地域にとって確実に実施されることが必要な病院、大学、試験研究機関などを対象としています。

県内では、これまで導入事例はありませんが、全国ではこれまでに25都道府県で34の法人が設立されています。

当専門部会では、本県における県立病院等の経営形態のあり方について、近年導入された指定管理者制度や地方独立行政法人制度も選択肢の一つとして、その特性に留意しながら、検討を行いました。

2 県立病院の経営形態

(1) 県立病院の現状と取り巻く環境の変化

ア 県立病院の現状

(ア) 県立病院の沿革

長野県の県立病院は、昭和 23 年に日本医療団から移管を受けて、須坂病院および阿南病院が発足して以降、昭和 31 年に唯一の県立精神科病院として駒ヶ根病院が、昭和 39 年には、へき地医療対策の一環として木曽病院が開設されました。

その後、平成 4 年に木曽病院が移転改築され、平成 5 年には高度小児医療の専門病院としてこども病院が開設されて現在の 5 病院体制となりました。なお、こども病院については、平成 12 年から周産期医療を開始しています。

平成 14 年には、木曽地域の介護・医療体制の確立を図るため、木曽病院に療養病棟が開設されるとともに、新築した須坂病院南棟での診療が開始され、平成 15 年には、改修した須坂病院北棟に結核病棟が開設されました。

また、高齢化の進行に対応して、要介護老人の自立を支援するため、平成 7 年に阿南病院、翌平成 8 年に木曽病院に、介護老人保健施設が付置されて今日に至っています。

(イ) 県立病院の財務状況（平成 19 年度決算）

平成 19 年度決算の状況は、医業収益が 147 億 1,521 万 9 千円で、前年度比 1.3%の減でした。医業費用は 178 億 4,090 万 3 千円で、前年度比 0.9%の増でした。

一般会計からの繰入金を含めた総収益は 194 億 1,258 万 2 千円（介護老人保健施設収入を含む。）支払利息などを含めた総費用は 197 億 7,914 万 4 千円（介護老人保健施設費用を含む。）で、単年度損益は、3 億 6,656 万 2 千円の純損失でした。

平成 10 年度から 19 年度までの損益の状況を見ると、県独自に行われた給与カットの影響で、平成 15、16 年度のみ黒字となっていますが、全体として赤字が続いている状況です。

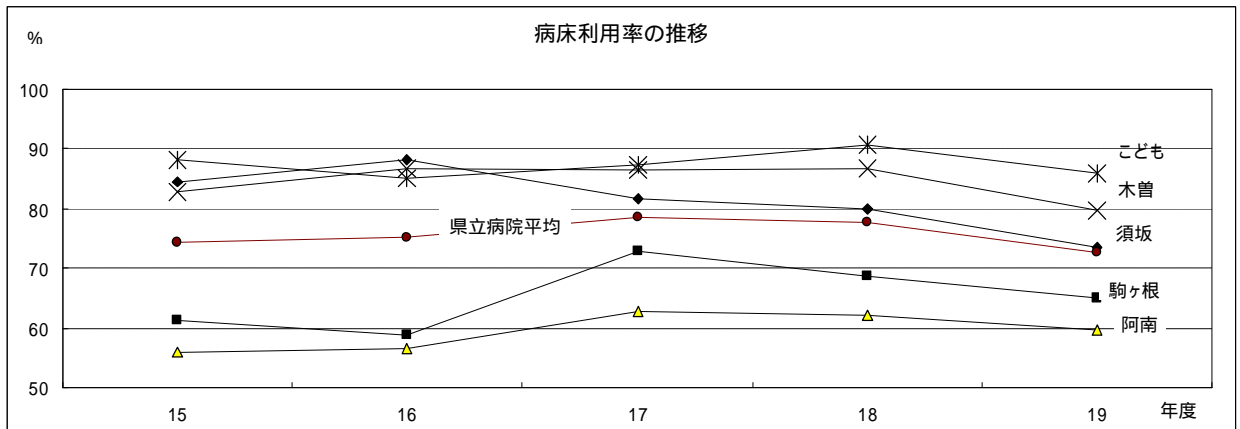
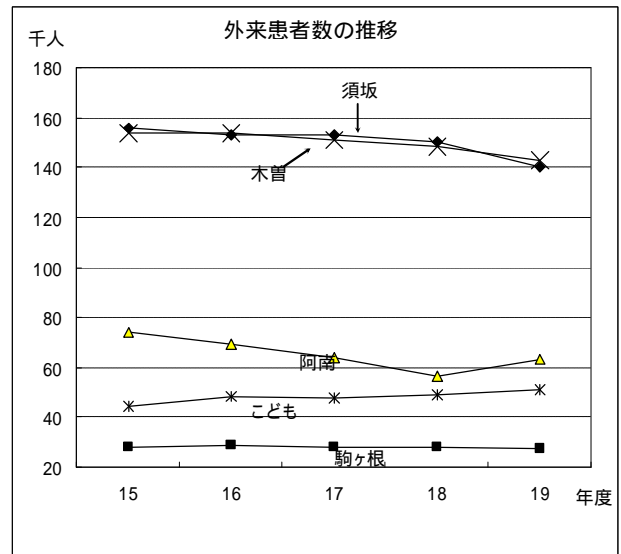
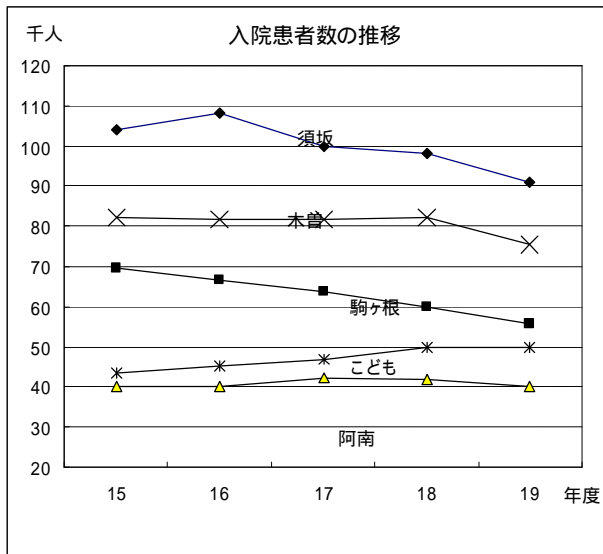
(参考)

1 損益の状況

(百万円)

	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
病院事業収益	15,816	16,326	16,291	17,009	18,124	19,010	18,874	18,736	19,456	19,413
一般会計負担金	3,735	4,087	4,004	4,763	4,629	4,526	4,368	3,960	4,048	4,038
病院事業費用	16,694	16,646	16,528	18,158	18,369	18,469	18,684	19,272	19,564	19,779
損益	-878	-320	-237	-1,149	-245	541	190	-536	-108	-367

2 県立病院の入院患者数・外来患者数・病床利用率の推移



3 県立病院の病床数

(H20.4.1 現在)

病院名	開設年	一般病床	結核病床	感染症病床	精神病床	療養病床	計
須坂	S23	310	24	4			338
駒ヶ根	S31				235		235
阿南	S23	93			46		139
木曾	S39	207		4		48	259
こども	H5	200					200
病床合計		810	24	8	281	48	1,171

こども病院は、医療法による許可病床は200床だが、運用病床は163床(H20.2.1~)

イ 病院運営を取り巻く環境の変化

(ア) 医療制度改革等の国の医療政策の変化

現在、我が国では、持続可能で安定的な医療保険制度の構築等を図るための医療制度改革が進められています。こうした中、医療費の効率化の観点から診療報酬や薬価制度の見直しが進められており、平成 14 年度以降、診療報酬のマイナス改定が続いていることが病院経営に大きな影響を与えています。

(イ) 医師不足の深刻化

平成 16 年 4 月から始まった新しい医師の臨床研修制度と、開業する医師の増加などにより、全国的に地方での医師不足が顕在化しています。これに起因する病院勤務医の 24 時間 365 日の拘束・長時間勤務等、過酷な労働条件の常態化が深刻化してきており、県立病院においても医師の確保が喫緊の課題となっています。

(ウ) 国の公立病院改革への姿勢

平成 19 年 12 月に、大半が赤字経営となっている公立病院の経営効率化などを促し、地域において真に必要とされる良質な医療を継続的に提供していくことを目的とした「公立病院改革ガイドラインについて」が、総務省から地方公共団体へ通知されました。これにより地方公共団体は、平成 20 年度中に公立病院ごとに「公立病院改革プラン」を策定し、「経営の効率化」「経営形態の見直し」等について取り組むことを求められています。

(2) 長野県の県立病院が担う役割・存在意義

長野県の県立病院は、地域医療を守り、県民に対し「安心で質の高い医療」を提供するために存在しています。それぞれの地域事情に応じた医療提供を行うとともに、県の医療政策の一環として、民間医療機関では対応できない高度・特殊医療等の提供を行っています。

民間協働専門部会では、今後とも県立の病院として、地域医療を守るうえで必要な役割を果たし続けていくことを前提に、検討を行いました。

長野県の県立病院が担う役割・存在意義の概要は以下のとおりです。

ア 地域を支える医療の提供

(ア) 地域の中核病院としての役割

須坂病院は須高地域の、阿南病院は下伊那南部地域の、木曽病院は木曽地域の唯一の中核病院であり、それぞれの地域にとって欠かせない施設となっています。

また、地域における救急病院として、年間を通じた夜間・休日診療を行っており、地域住民の生活において安心の要となっています。

(イ) へき地における医療サービスの提供

阿南病院及び木曽病院では、へき地医療の拠点病院として無医地区への巡回診療や

へき地診療所への代診医等の派遣を行っています。また、山間地に散在する介護者のいない患者に、「訪問診療」「訪問介護」「訪問リハビリ」を実施していますが、このような医療サービスは採算を取ることが極めて困難であり、民間医療機関の進出は期待できない状況です。

しかしながら、地域住民にとっては欠かせないものであることから、県立病院がその役割を担っています。

イ 一般の医療機関では対応できない高度・特殊医療の提供

須坂病院は、一類感染症（エボラ出血熱等）及び二類感染症（SARS 等）患者の入院が可能な医療機関として、県下で唯一、第一種感染症指定医療機関に指定されています。また、結核指定医療機関にも指定されており、感染症対策の専門病院としての機能を有しています。さらに、県内唯一のエイズ治療中核拠点病院に選定されており、県内のエイズ対策の中心的役割を果たすなど、県の政策医療の一翼を担っています。

こども病院は、高度小児医療の拠点施設として、一般の医療機関では対応が困難な高度で特殊な小児医療を提供しています。さらに、周産期医療の拠点施設として総合周産期母子医療センターとして、出産前後の母体、胎児から新生児に至る一貫した高度専門医療を提供しています。

ウ 県下唯一の公立精神科専門病院としての役割

駒ヶ根病院は、立地条件から南信地域の精神科の中核病院としての性格を帯びており、精神科救急病院として 24 時間体制で南信地域全域の精神科緊急医療も担っています。

また、アルコール依存症の治療プログラムが整備されており、患者を県下全域から受け入れて診療を行っているほか、児童思春期精神疾患の診療機能の更なる充実が求められるなど、県の精神医療行政を推進していくうえで欠くことのできない病院です。

(3) 今後も、県立病院としての役割を果たし続けていくために必要なこと

長野県の県立病院は地域の財産です。その財産が十分に機能を発揮しなければ、地域医療は維持できません。医療崩壊が叫ばれている今日、今後とも県立病院が、持続的に、県民に対して「安心で質の高い医療」を効果的、安定的に提供していくためには、医師を始めとする医療従事者を確実に確保するとともに、経営健全化を図り持続性のある安定した経営基盤を確立する必要があります。

しかし、現在、県立病院が採用している「地方公営企業法の一部適用」という経営形態は、県立病院を知事部局の一部門として位置づけ、財務に関してのみ公営企業会計が適用されています。

このため、知事部局の行政機関や公の施設と同様に、知事が人事権、予算編成権・執行権を持っていることから、以下のような制約とそれに伴う諸課題が生じています。

ア 安定した医療提供を行っていくための人事制度の構築

県立病院は、現在、県の行政組織の一部であり、職員定数が長野県職員定数条例によ

って定められているなど、県組織の枠組みの中で人事管理されています。このため診療の需要等に応じた柔軟な職員の増員・配置、随時採用に限界があります。

この結果、看護師等の年度途中で退職に対し、随時の補充が行えないことに伴う職員の負担増があり、医療サービスの質の維持が困難です。

さらに、事務部門、医療技術部門等の職員には他の県行政機関との間で定期的な人事異動があり、高度・複雑化する医療技術・医療システムや、診療報酬改定等の医療制度改正に的確に対応できる専門的能力のある人材の育成確保に支障をきたしています。

こうした課題に対応するためには、病院職員の人事管理を県職員の人事管理と切り離し、病院管理者の判断により、必要な人事配置を適時適切に行うことができるとともに、必要な時に必要な職員を迅速に採用できるようにする必要があります。

また、職員の仕事に対するモチベーションを上げて医療サービスの向上につなげるためには、各セクションのリーダー等に権限をきちんと与えたうえで、適切な評価とそれに基づいた処遇をしていく人事制度が必要です。

イ やりがいを持てる給与制度の構築

病院に勤務する医療従事者は、人材の流動性が高いことから、その確保と定着化が困難な状況にあります。優秀な人材を確保し、さらなる医療サービスの向上を図るためには、職員がやりがいを感じられる給与制度とする必要があります。

特に、安定した医療提供と健全経営を行っていく上で最も重要な人材である医師を確保するうえでは、相応の対価を給することができる制度が必要です。

また、病院業務の専門性に着目した技術手当や、へき地等での人材確保に資するための手当等、必要な手当を適時適切に措置できる制度とすることも必要です。

ウ 迅速性・柔軟性のある予算・会計制度

県立病院は、県が設置する公営企業のため、現在、地方公営企業法の財務規定を適用しています。しかし、あくまで県の行政組織の一部であることから、地方自治法が適用され、予算は単年度主義であり、議会の議決も必要です。このため、地方自治法等で認められている長期継続契約を除き複数年契約ができず、調達コストが高つくことや、医療機器の迅速な調達に支障があることなどの弊害が指摘されています。

良質な医療サービスを提供するためには、民間に準じた会計制度を取り入れ、柔軟で経済性の高い病院経営を行えるようにすることが必要です。

エ 一般会計からの適正な負担金の確保

前述したとおり、長野県の県立病院は、民間医療機関では提供が困難な「へき地医療」や「高度・特殊医療」などを担っています。こうした、不採算ではあるが地域に欠くことのできない県の政策としての医療に対しては、必要な改革をしたうえで、県の一般会計から適切な基準に基づく負担金を支出し、病院の経営基盤の安定化を図る必要があります。

(4) 新たな経営形態の検討

ア 県立病院が現行法制上採り得る経営形態

現行法制上、県が病院開設者となる県立病院として採ることが可能な経営形態は5つあります。

採り得る経営形態を県の関与の度合いが大きい順に列記すると、「地方公営企業法の一部適用」(現在の経営形態)、「地方公営企業法の全部適用」、「特定地方行政法人(公務員型)」、「一般地方独立行政法人(非公務員型)」、「指定管理者制度」です。

各制度の概要は以下のとおりです。

	地方公営企業		地方独立行政法人		指定管理者制度
	一部適用 (財務)	全部適用	特定 (公務員型)	一般 (非公務員型)	
制度概要	地方公共団体の経営する企業が、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するよう運営するための制度。		地方公共団体自身が直接実施する必要はないものの、民間の主体に委ねては確実な実施が確保できないおそれがある事務・事業を効率的・効果的に行わせるため、地方公共団体とは別法人格を有する組織が公共サービスを提供する制度。		地方公共団体が設置する公の施設を、民間事業者等が管理運営する制度。
補足	地方公営企業法の財務規定等一部の規定のみを適用。 現在、長野県の病院事業がとっている形態。	地方公営企業法に定める財務、組織及び職員の身分取扱の全てを適用し、公営企業管理者により運営。 現在、長野県の水道、電気事業がとっている形態。	役職員に地方公務員の身分を付与する。 (業務の停滞が住民の生活、地域社会、地域経済の安定に直接かつ著しい支障を及ぼし、又は業務運営に中立性・公正性を確保する必要があるため。)	役職員には地方公務員の身分を付与しない。	原則、公募で選ばれた民間事業者等が管理。 現在、長野県の文化会館、都市公園等がとっている形態。

	地方公営企業		地方独立行政法人		指定管理者制度
	一部適用 (財務)	全部適用	特定 (公務員型)	一般 (非公務員型)	
対象業務等	病院	水道、工業用 水道、軌道、 自動車運送、 鉄道、電気、 ガス、病院	試験研究機関、大学、公営企業 (水道、病院等)、社会福祉施設 (保育所等)、政令で定める もの(介護老人保健施設等)		公の施設の 管理運営(文 化施設、病 院、公園、公 営住宅、スポ ーツ施設等)
財産的基礎	通常、出資はなく、借入金で 施設整備をする。 (地方公共団体が出資すること も可能。)		地方公共団体が出資する。 (出資できるのは地方公共団 体のみ。)		指定管理者 の設立形態 による。

イ 県立病院に最も適した経営形態について

当専門部会では、県立病院が前述した諸課題に対応でき、県民に対し充実した医療サービスを安定的な経営のもとに提供していく上で最適な経営形態を見極めるため、各経営形態別の比較検討を行いました。

(ア) 地方公営企業法の全部適用

この形態は、県の組織の枠内で、県立病院を知事部局から切り離し、公営企業管理者を置いて独立した企業経営を行おうとするものです。現在、長野県の企業局が水道事業、電気事業を行っている形態がこれに該当します。

制度上は、公営企業管理者に人事権、予算編成権・執行権が付与されるため、この点では、現行と比較して自由度が上がりますが、県組織の一部門であり、職員定数、給与制度は条例で定めることになるほか、予算に関しても議会の議決を要する単年度主義である点は現行と同じです。

長野県の企業局や他の自治体の運営の実態をみると、人事も県全体の管理に組み込まれることから、実際には弾力的な運用をすることは困難で、県立病院が直面する諸課題の解決に取り組むためには一定の限界があるものと考えられます。

(イ) 地方独立行政法人

a 地方独立行政法人の特徴・メリット等

この形態は、地方独立行政法人法に基づき、県が設立団体として議会の議決を経て定款を定め、出資をし、県とは別の法人格を有する法人を設立するものです。

法人(県立病院)は、県が議会の議決を経て設定した中期目標に従って、その目標達成のために中期計画を策定して、法人(県立病院)自らの判断により経営を行うことにより、経営責任の所在の明確化が図られます。

職員採用を含めた人事の管理運営や予算の運用に関しては、県の関与を受けず、法人（県立病院）理事長の判断によって弾力的に運用が可能であり、現行制度に比べて迅速性、自由度が格段に向上すると認められます。

例えば、プロパー職員を採用、育成することにより、診療情報管理士の配置など職員の専門性の維持・向上が図られますし、民間での病院経験者などを採用することも容易となるため、新しい視点を加えた病院経営を進めていくことも可能となります。

地方独立行政法人へ移行する場合、移行日において在職する県立病院職員は、別に辞令を発せられない限り、新法人の職員となることとされており、指定管理者制度と異なり雇用が引き継がれます。

さらに、地方独立行政法人は、先行する他県等の事例でも成果があがっていることが示されています。

なお、地方独立行政法人に対して、次のような事項を懸念する意見がありました。

- ・ 地方独立行政法人化しても、総人件費が増える確証があるわけではなく、労働条件も厳しくなる可能性がある。賃金や労働条件が引き下げられればスタッフの流出に歯止めがかからないという事態が起きることを懸念する。
- ・ 公務員として働きたいという動機で人材確保ができる面があり、地方独立行政法人化すると人材確保が難しくなるのではないか。
- ・ 地方独立行政法人化してしまうと、問題があったときに元に戻せない。
- ・ 地域にとって必要な医療サービスの提供のための経費については、県から交付金が交付される仕組みではあるが、独立採算が追求されると、経費のかかる部門のサービス提供に支障が出るのではないか。
- ・ 議会の関与が弱まり、県民意見が反映されにくくなるのではないか。

b 一般地方独立行政法人（非公務員型）と特定地方独立行政法人（公務員型）

地方独立行政法人の形態としては、法令上、一般地方独立行政法人（非公務員型）と特定地方独立行政法人（公務員型）があり、一般（非公務員型）が原則とされています。

一般地方独立行政法人（非公務員型）の給与・勤務条件に関しては、法人（県立病院）自らがその判断で決められることとなります。

一方、特定地方独立行政法人（公務員型）の職員の身分は「公務員」であり、給与支給の基準が「同一又は類似の職種の国及び地方公共団体の職員、・・・の事情を考慮して定める」とされており、勤務時間等の勤務条件も同様とされています。したがって、給与・勤務条件面では、県の体系に準拠することとなるケースが想定されます。

なお、県立病院を運営する地方独立行政法人の形態として特定地方独立行政法人（公務員型）の設立が認可されるのは、いわゆる医療観察法に基づく指定入院医療機関の指定を受ける場合に限られています。しかし、現在、公務員型で運営されている国立病院の見直しについて、平成 19 年 12 月に閣議決定された「独立行政法人整理合理化計画」では「非公務員化について、平成 20 年度中に結論が得られるよう検証等を行う」とされており、このことを勘案すると、県立病院を運営する地方独立行政法人についても、関係法令の改正によって、その形態は一般（非公務員型）に限定さ

れることが見込まれることに留意する必要があります。

(ウ) 指定管理者制度

この形態は、県が設置した公の施設（病院）を、原則公募で選ばれた民間事業者等が管理運営するものであり、県は必要な経費を指定管理料として交付します。

指定管理者となる民間事業者等は、もともと県から独立した主体であり、職員採用・人事管理・予算等すべて民間事業者等の裁量によります。したがって、これらの事項についての県の関与はありません。

民間事業者等が有する能力、経験、知識等の活用による経費削減等、効率的な経営が見込まれますが、この経営形態の根本的な問題として、指定管理者に応募する者が必ずあるとは限らないことや、指定時に経営状況等を確認したとしても、その後の経営難等により管理が継続できなくなるようなケースが想定されます。これらのことから、県立の病院として必要な医療を継続的に提供することが必ずしも保証されないと考えられます。

なお、現在の県立病院職員の雇用については、指定管理者に引き継がれるような制度はないため、引き続き病院職場で働くには、県を退職して新たに指定管理者等に雇用されることが必要になります。

ウ 県立病院が安心して質の高い医療を将来にわたり提供していくための新たな経営形態

各経営形態の比較検討を行った結果、現在の経営形態である地方公営企業法の一部適用では、病院経営を行うにあたり様々な制度的制約があり、今後も県立の病院として安心して質の高い医療サービスを将来にわたり提供していくことは困難です。望ましい県立病院の経営形態としては、慎重な対応が必要であるとする意見もありましたが、地域医療への役割と経営責任が明確なうえに経営の自由度が高く、かつ、県民・議会のチェックが入る地方独立行政法人とすることが最もメリットが大きく適当であろうという意見が大勢でした。

このことから、長野県の県立病院の経営形態としては、地方独立行政法人とすることが、最もメリットが大きいと考えられます。

(5) 地方独立行政法人への移行に当たっての留意事項

県は、県立病院が住民の信頼を得ながら、安心して質の高い医療サービスを将来にわたり地域に提供していけるようにする責任があります。このため、県立病院を地方独立行政法人化するには、次の事項について十分に留意しながら、経営形態変更のための手続きを進めることが必要です。

- ・ 経営形態の変更が、病院機能の維持向上につながるよう制度設計を行うこと。
- ・ 地方独立行政法人として経営される病院が担うべき役割について、中期目標等の策定を通じて明確にすること。
- ・ 住民・職員に十分な説明を行うなど、円滑な移行に努めること。
- ・ 地方独立行政法人化後の運営に当たっても、地域住民の意見も取り入れられるような仕組みを取り入れること。

3 県立病院以外の現地機関（大学、試験研究機関等）のあり方

（１）検討の経過

ア 県の現地機関が採りうる形態

当専門部会では、県から県が現在設置している全ての現地機関について、現在の運営形態及び法令上可能な形態をリストアップした資料の説明を受けました。

現在、県の直営で運営されている現地機関の中では、福祉や教育などに関する公の施設が、法令上指定管理者制度を導入することができること、病院、大学、試験研究機関などが地方独立行政法人制度を導入できることが示されました。

イ 専門部会における検討の対象

当専門部会では、優先して検討することとした県立病院と同様に、大学及び試験研究機関についても、独立行政法人制度を導入することが選択肢のひとつとなることから、県立病院の経営形態についての検討を行った後に、大学及び試験研究機関について検討することとしました。

（２）大学の経営形態について

ア 短期大学

短期大学は、現在、多文化コミュニケーション学科、生活科学科、幼児教育学科の３学科と１専攻科で学生定員合計 510 名、教職員 60 名で運営されています。

また、定員 90 名の付属幼稚園が設置されています。

県内の４年制の大学が少なく、学生の県外への流出率が高いことや、短期大学では取得可能な栄養士の資格が限定されることなどから、短期大学を４年制に移行するよう求める声があります。

現在は、県の現地機関として県が定めた人事・給与制度を適用し、官庁会計方式で経理を行っていますが、事務局職員が少人数で、所管省庁への報告・書類提出などは県庁の職員も協力して対応している状況です。地方独立行政法人とした場合には、法人独自の人事・給与システムや財務会計システムを導入し、維持管理していくこととなりますが、現在の事務局の職員体制で対応することは困難と見込まれます。

一方、今後仮に４年制に移行するとなると、学生数の増加などに対応するため、現在よりも事務局の体制が充実する可能性も考えられます。

地方独立行政法人制度を導入する際には、定款や中期目標、中期計画などを策定し県議会の議決を得るなど相当な手続きを要しますが、短期大学のままで地方独立行政法人制度を導入し、その後に４年制に移行する場合は、同様の手続きを２度行うこととなってしまいます。

こうした状況をみると、４年制移行に関する検討とあわせ、その場合の運営形態として、大学の規模がどうなるのか、効率的な運営を行うというメリットが出るような事務局等の

体制が構築できるかどうかなどを見極めたうえで、改めて独立行政法人制度の導入の可否を検討することが適当です。

イ 看護大学

看護大学は、看護学部 1 学部と大学院で学生定員合計 384 名、教職員 70 名で運営されています。

少子化の進展と県内の看護系大学の増加を受けて、学生に選ばれる魅力・特色のある大学づくりが求められています。

現在は、短期大学と同様に、県の現地機関として県が定めた人事・給与制度を適用し、官庁会計方式で経理を行っており、事務局職員は少人数です。地方独立行政法人とした場合に必要となる、法人独自の人事・給与システムや財務会計システムの導入・維持管理などについて、現在の事務局の職員体制で対応することは困難と見込まれます。

地方独立行政法人制度の導入による事務局職員の増などのコストと、効率的な運営のメリットとを比較して、地方独立行政法人制度の導入効果が見込めるかどうかをさらに検討することが必要と考えます。

(3) 試験研究機関の経営形態について

県の試験研究機関には、工業関係の工業技術総合センター、農業関係の農業総合試験場、果樹試験場など 8 試験場、林業関係の林業総合センター、環境関係の環境保全研究所があります。

当専門部会では、このうち規模が大きく他県でも地方独立行政法人制度の導入事例がある工業関係の試験研究機関を取り上げて検討することとしました。

工業技術総合センターは、材料技術、精密・電子技術、情報技術、食品技術の 4 部門と技術連携部門及び総務部門に別れ、合計 119 名の職員で運営されています。

19 年度の決算状況を見ると、5 億 1 千万円余りの歳出規模に対して、センターが独自に得た財産貸付収入や受託事業収入は 6 千万円余りに留まっており、差額は一般財源から支出されています。事業費に対して収益事業の割合は少ないといえます。

一方で、特に経営基盤が弱い中小企業にとっては、新たな製品開発等にあたり、進出する分野で不足する専門人材の確保や独自の試験研究設備を持つことが難しいため、こうした企業からの要望に応え、工業技術総合センターが、企業からの技術相談を受けたり、中小企業が利用しやすい価格で試験研究設備を貸与したりすること等により、中小企業の経営基盤強化・育成に大きな役割を果たしているという現状もあります。

また、大学と同様に、現在は、県の人事・給与制度を適用し、官庁会計方式で経理を行っており、総務部門の事務職員は少人数となっています。地方独立行政法人とした場合に必要となる、法人独自の人事・給与システムや財務会計システムの導入・維持管理などについて現在の事務職員体制で対応することは困難と見込まれます。

こうしたことから、地方独立行政法人制度の導入による事務職員の増などのコストと、職員採用の自由度の向上、効率的な運営などのメリットとを比較し、また、同制度の導入により地域産業に与える影響を総合的に判断する中で、地方独立行政法人制度の導入効果が見込めるかどうかを更に検討することが必要と考えます。

第3 民間委託等の推進

1 民間委託等の基本的な考え方

(1) 民間との協働

県では、平成19年3月に行財政改革プランを策定し、その中で、今後の民間委託等の推進に関する基本的考え方を明らかにしています。

行財政改革プラン（抜粋）

県民やNPOなどの民間団体や民間企業との協働の視点を重視し、民間でできることは民間に任せることを基本に、現状の行政サービスの水準を確保しつつ、民間の力を借りて事業等を実施することで、より効率的な事業執行が可能となる場合などにおいては、積極的に民間との協働を推進します。

当専門部会では、上記の考え方を踏まえ、知事からの諮問事項である「県が提供している各種サービスをより効率的に提供していくために、県が実施すべき措置」のひとつとして、民間委託等の推進についての審議を進めることとしました。

(2) 民間委託等の推進

県の行財政改革プランでは、「旅費・給与等の総務事務、統計等の定型的業務、施設等の管理業務、検査・分析等の専門技術・設備を要する業務など」のうちから民間の主体による実施が可能な業務の洗い出しを行い、条件整備が整うものから実施していくという方針を述べています。

そこで、当専門部会では、県から民間委託等が検討可能な業務の洗い出し調査の結果の報告を受け、民間委託等の推進に向けた考え方をどのように整理し、推進していくことが適当かについて検討をしました。

2 検討の経過

(1) 民間委託等の検討が可能な業務の調査

当専門部会では、第4回の専門部会において、現在、県職員（公務員）が直接実施している業務のうち、民間委託の検討をすることが可能な業務について、県が行った洗い出し調査の結果の報告を受けました。

この調査は、調査の前提条件として、正規職員1名分程度以上の業務量があること、現在、当該業務に従事している県職員（公務員）の異動等の処遇の難易については別途考慮する必要があること、の2点を前提としているものです。

調査の結果、ヘリコプターの運行、整備、職員等の研修に係る実施事務など53種類、定数850人分の業務について、民間委託の検討をすることが可能な業務であるとの報告がなされました。

また、第4回の専門部会では、あわせて県が平成20年3月に策定した「技能労務職員の

給与等の見直しに向けた取組方針」についても報告を受けました。この取組方針では、技能労務職員の給与について、地域民間の同一又は類似職種に従事する者との均衡に一層留意し、その適正化に向けて取り組むこと、及び当専門部会での審議状況を踏まえて、技能労務職員が行っている業務のあり方を点検し、民間委託等必要な見直しを行っていくこととしています。

(2) 調査の結果に基づく業務の分類

県が(1)の調査を行う過程において、各種の業務を実施している県の各部局の意見を整理する中で、民間委託の検討が可能な業務と、検討することが困難な業務とを類型分けして整理することが考えられるのではないかと報告があり、当専門部会としても、検討に当たっては、当該報告された業務の分類を審議に活用することとしました。

3 今後の民間委託等の推進

(1) 民間委託等の視点

社会経済状況や県民ニーズの変化等により、県が実施することについて再検討が必要な業務については、国、県、市町村、民間の役割分担の明確化の観点も踏まえつつ、廃止を含めた適切な見直しを行うことが必要と考えられます。

見直しを行った上で、なお県が行うべきであると判断した業務について、次に掲げる視点から、民間委託等を実施するかどうかを検討することが適当と考えられます。

	サービスの質の向上が図られる。
	県で直接実施するよりも、コスト削減が図られる。 (行政運営の簡素化・効率化が図られる。)
	民間の受注機会の確保につながる。
	高度な専門知識や技術が必要で、県で人材の確保が困難である。
	同種の業務が既に委託化されている。

(2) 個別業務の検討にあたって

ア 検討の基本

(1)に掲げる視点に沿い、かつ、イに掲げる民間委託の対象としない業務を除き、民間委託が適当な業務については、実際に業務を実施している職場の状況を十分踏まえつつ、民間委託を推進することが適当と考えられます。

県が行った調査に基づいて、民間委託を推進することが適当な業務を分類すれば、以下のとおりです。

業務の分類		具体的な業務の例示()
	情報処理・内部事務管理業務	内部事務システム更新、手当・旅費の審査 など
	設計・測量等業務	設計、測量、各種検査 など
	定型的業務	電算入力、受付・案内、各種統計・調査 など

施設・設備等の管理・運営業務	福祉施設等の管理運営、学校図書館の管理運営、県営林の管理、道路パトロール、道路維持補修、農場・家畜等の管理、公用車の運転、庁舎の監視及び警備、電話交換及び通信機器保守、庁舎・学校の維持管理、給食調理 など
その他の業務	ヘリコプターの運行・整備、職員等の研修に係る実施事務、各種イベント・研修会・講習会の実施 など

() 例示は、第4回専門部会で事務局から報告された「民間委託等が検討可能な業務」であり、専門部会においては、個別の業務の内容については審議していません。

イ 民間委託の検討対象としないもの

民間委託の検討に当たっては、以下に示す類型の業務については、民間委託できないもの及び民間委託することが適当でないものとして整理することが適当と考えられます。

民間委託できないもの

業務の区分	例示
法令等により、公務員が実施することが義務付けられている業務	食品衛生監視員（食品衛生法第30条第1項）、 徴税吏員（地方税法第1条第1項第3号）、 会計管理者（地方自治法第168条第2項）

注：税に関する業務であっても、自主的な納付の呼びかけなど民間委託可能な業務もある。

民間委託することが適当でないもの

業務の区分	例示
公の意思の形成に深くかかわる業務	予算の編成、補助金交付先の決定
県民の権利義務に深くかかわる業務	立入検査
対立する利害を公平に審査・判断する業務	土地収用に係る裁決
県の業務全般に関する知識や県職員としての経験が相当程度必要とされる業務	知事、副知事の秘書用務
県が認定等を行うことにより、信用力が確保されることが必要な業務	観光部の観光振興業務
国・市町村等に対する調整・指導等が主たる内容となる業務	教育事務所の小中学校教員の指導業務
当該業務を監督するために必要な専門知識等が県から失われる業務	電算システムの開発・運用の全てを委託すると、専門知識を持つ職員がいなくなり、県が業務を監督することが困難になる。

必要な水準で業務を実施可能な民間企業等が（県内に）存在しない業務	消費生活センターの相談業務、工業技術総合センターの行う中小企業からの依頼試験 など
----------------------------------	---

（３）推進に当たっての留意事項

民間委託等については、たとえ「民間でできること」であったとしても、民間に任せることが適当なのかどうかについては様々な考慮要素がありうることに十分留意する必要があります。

民間委託等の推進にあたっては、次に掲げる事項に留意するとともに、さらに県において個別の業務ごとの事情等にも十分留意しながら、実施することが適当です。

項 目	概 要
サービスの質の確保	・（１）のコスト削減、民間の受注機会の確保等の視点から実施するものについても、必要なサービスの質の確保に留意する。
守秘義務の確保と漏洩防止の措置	・委託先にも個人情報の保護の重要性を認識させ、契約にあたって漏洩防止などを明記する。
現に従事している職員の処遇	・民間委託の対象となる業務に現に従事している職員の処遇について、十分配慮する。
競争性・透明性の確保	・業務の性質等に応じた契約方法により、委託先の長期固定化、業務の独占が生じない措置に留意する。 ・市場化テストも民間委託の手段の一つとして検討していく。
責任の明確化	・事故等の場合における適正な責任体制を明確にしておく。

(参考資料)

1 諮問文

19 行第 51 号 平成 19 年(2007 年)10 月 22 日	
長野県行政機構審議会 会長 松岡英子様	長野県知事 村井仁
民間との協働等による県の行政機構の合理化について(諮問)	
<p>県では、平成 19 年 3 月に「長野県行財政改革プラン」を策定し、この中で、民間団体・民間企業などとの協働の視点を重視し、民間でできることは民間に任せることを基本として、県が提供している各種のサービスのあり方、範囲を見直していくこととしています。</p> <p>また、地方独立行政法人、市場化テストなど、近年新たに制度化された手法を本県において導入することの可能性についても留意する必要があると考えています。</p> <p>については、関係する県の行政機構の合理化を含めて、県が提供している各種のサービスのあり方、範囲を見直し、より効率的に提供していくために、県が実施すべき措置について、長野県行政機構審議会条例第 2 条の規定により、貴審議会の意見を求めます。</p>	

2 専門部会委員名簿(部会長)

氏名	役職等
やじまひろみち 矢嶋廣道	元上田市助役
いしだなおひろ 石田直裕	(財)地域活性化センター理事長 元総務省行政管理局長
おもてひでたか 表秀孝	長野大学名誉教授
かつやましゅういち 勝山修一	ルビコン(株)社長
さかいあきひこ 坂井昭彦	波田総合病院名誉院長
なかむらたかひろ 中村高弘	長野県職員労働組合副中央執行委員長
なかむらまさのぶ 中村雅展	(財)長野経済研究所調査部部長代理兼上席研究員
ほりゆういち 堀雄一	長野県連合青果(株)社長

3 専門部会設置要綱

長野県行政機構審議会民間協働専門部会設置要綱

平成 19 年 9 月 12 日制定

(趣旨)

第 1 この要綱は、長野県行政機構審議会条例(昭和 39 年 12 月 28 日。条例第 92 号)第 7 条に基づき、行政機構審議会への諮問事項である民間との協働等による県の行政機構の合理化に関する事項を調査・検討するため設置する専門委員(以下「委員」という。)に関して必要な事項を定める。

(部会)

第 2 民間との協働等による県の行政機構の合理化に関する事項の調査・検討を効率的に行うため、「民間協働専門部会」(以下、「部会」という。)を設ける。

2 部会は委員 8 名以内で構成する。

3 部会に部会長を置き、知事が指名する。

4 部会長は会務を総理する。

5 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名した委員がその職務を代理する。

(検討事項)

第 3 部会は、県が提供している各種のサービスについて、民間団体・民間企業などとの協働等を重視し、民間でできることは民間に任せることを基本として、そのあり方、範囲を見直して、より効率的に提供していくことができるよう、県の行政機構の合理化に関して実施すべき措置を調査・検討し行政機構審議会に報告する。

2 部会は、前項の調査・検討に際しては、地方独立行政法人、市場化テストなど新たに制度化された手法を本県において導入することの可能性についても留意する。

(会議)

第 4 会議は部会長が招集し、主宰する。

2 会議では必要に応じ、関係者から意見を求めることができる。

(庶務)

第 5 部会の庶務は、総務部行政改革課において処理する。

(補則)

第 6 この要綱に定めるもののほか、部会に関し必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成 19 年 9 月 12 日から施行する。

4 専門部会開催経過

開催回	年 月 日	内 容
1	平成 19 年 11 月 14 日	県の行政機関の概要について 地方独立行政法人及び市場化テストの制度概要について 県立病院、県立大学の現状と課題について アウトソーシングの実施状況について 専門部会の進め方とスケジュールについて
2	平成 20 年 1 月 10 日	国の独立行政法人の状況等 県立須坂病院の現状と課題 県立須坂病院の院内視察 商工部試験研究機関（工業技術総合センター）の現状と課題
	1 月 16～29 日	県立 4 病院の現地調査（1～2 名の委員が分担して実施）
3	2 月 19 日	共済関係及び退職手当の運営形態別の比較について 県立 4 病院の現地調査結果について 県のアウトソーシング等の取り組みについて
4	4 月 30 日	県立病院の運営形態別の比較検討 民間委託を検討可能な業務について
5	5 月 15 日	運営形態を変更した他自治体の状況について 〔 地方独立行政法人岡山県精神科医療センター 理事長 中島豊爾氏による講演 〕 県立病院の運営形態別の比較検討 民間委託を検討可能な業務について
6	8 月 5 日	行政機構審議会への報告の方向性を意見集約 県立病院の経営形態について 県立大学及び試験研究機関の経営形態について 民間委託の推進に関する基本的な考え方について 行政機構審議会への報告書の構成案について
7	8 月 27 日	行政機構審議会への報告の決定